

平成 31 年度



学校基本調査の手引

— 学 校 調 査 —

— 卒業後の状況調査 —

(学 校 用)

特 別 支 援 学 校

ま え が き

学校基本調査は、我が国の学校教育に関する最も重要な調査の一つで、基幹統計を作成するための調査であり、昭和23年から毎年実施しています。幼稚園から大学まで全国すべての学校を対象に、その学校数、学級数、在学者数、教職員数、卒業後の状況、施設、経費等の基本的事項についてもれなく調査されます。

この「手引」は、特別支援学校の調査票作成者のために作成したものです。「手引」の説明を熟読して、本調査の意義及び重要性について十分理解の上、所定の調査票を正確に記入・作成して下さるようお願いいたします。



文部科学省

◎ 本年度調査の変更点

○調査票

学校調査票（特別支援学校）（4-1）

- ・「9 『6』の本務者のうち休職等教員数（再掲）」について、調査に使用しない不要な欄を削除する。

学校基本調査に関する情報は文部科学省ホームページ（<http://www.mext.go.jp>）で御覧いただけます。

文部科学省トップページ>「白書・統計・出版物」>「統計情報」>「学校基本調査」

◆調査結果の公表について

8月上旬・・・速報

12月下旬・・・報告書

上記学校基本調査のページの「**結果の概要**」及び「**年次統計・統計表一覧**」で閲覧できます。

◆手引・調査票等のダウンロード

上記学校基本調査のページの「**平成31年度学校基本調査について**」で閲覧できます。

◆調査項目の定義に関する参考資料（よくある質問）

上記学校基本調査のページで「**質疑応答集（初等中等教育機関、専修学校・各種学校編）**」を閲覧できます。

- ・この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象である学校や法人等のみなさまには、統計法に基づく報告義務があり、虚偽報告については罰則があります。
- ・この調査の実施に当たって、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや、関係者の方々に質問を行うことがあります。

目 次

I	学校基本調査の概要	2
II	調査票の配布, 提出方法	2
III	調査票の作成要領	5
1	共通事項	5
2	「学校調査票（特別支援学校）」の作成	6
	・「15 (1)～(4) 幼・小・中・高等部の学級別在学者数」の記入例による説明	14
3	「卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）」の作成	18
4	「卒業後の状況調査票（特別支援学校 高等部）」の作成	20
	・調査票記入後の確認事項	23
別表 1	日本標準産業分類（抄）平成 25 年 10 月改訂	29
別表 2	日本標準職業分類（抄）平成 21 年 12 月改訂	36
IV	オンライン調査システムの使用手引（学校用）	40
I	オンライン調査システムの概要	40
II	オンライン調査システムの使用方法	41
1	ログインの方法	41
2	電子調査票の取得	47
3	電子調査票の入力	49
4	エラーチェック・回答送信	52
5	データの保存, 送信確認	55
6	送信内容の確認, 修正	56
	回答データの送信ができない場合の対処方法	59
	電子調査票のページ構成	60
III	Q&A（よくあるお問い合わせ）	61
	調査票様式	65
	学科コード表	73
	問合せ先	73

学校調査の調査項目の説明・定義については、こちら。
長期欠席者数の「不登校」の定義など。

卒業後の状況調査の調査項目の説明・定義については、こちら。

各調査項目で必ず確認していただきたいチェックポイントについてはこちら。

産業分類, 職業分類の詳細についてはこちら。

オンライン調査システムの利用方法を分かりやすくまとめています。ログインの方法, 調査票ダウンロードの方法など。

オンライン調査システムについての質問はこちら。よくあるお問い合わせをまとめています。

オンライン調査システムについての問合せ先などはこちら。

I 学校基本調査の概要

- 1 学校基本調査は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校等、全国すべての学校を対象とし、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とした基幹統計調査であり、文部科学省が毎年実施しています。
- 2 基幹統計とは、国勢調査等、行政機関が実施する重要な調査で、統計法（平成 19 年法律第 53 号）により定められています。
- 3 調査の結果は次のように利用されています。
 - (1) 教育行政上、必要な法規の作成のための国会・議会等の参考資料及び当面の教育諸問題の検討、学校の設置・廃止等具体的な教育行政施策の検討・策定のための基礎資料
 - (2) 国から地方公共団体に交付する地方交付税の算定及び教職員の給与、その他教育上必要な諸経費、補助金等の算定のための基礎数値
 - (3) その他、一般の行政資料及び民間企業等における資料
- 4 全国の学校の概況がこの調査によって把握され、まとめられた結果は「学校基本統計（学校基本調査報告書）」等の刊行物やインターネット上で文部科学省総合教育政策局調査企画課が公表します。
- 5 調査票は原則として「統計の作成」以外には使用しません。文部科学省及び都道府県の関係職員が調査票を一般に閲覧させることはありません。

II 調査票の配布、提出方法

1 オンライン調査システムによる提出の場合

調査書類の配布

「調査の手引」、調査対象者 ID 等、システム利用に必要な書類が「調査書類の配布系統」に従って配布されますので、配布された ID 等を用いてシステムにログイン後、「電子調査票」をダウンロードしてください。詳しい使用方法については、40 ページ以降を参照ください。

なお、本手引は文部科学省のホームページからダウンロードすることができます。

文部科学省トップページ (<http://www.mext.go.jp>) → 「白書・統計・出版物」
→ 「統計情報」 → 「学校基本調査」 → 「平成 31 年度学校基本調査について」

調査票の提出

報告者、調査期日、作成単位、提出期日等は、3～4 ページの表のとおりです。電子調査票に調査データを入力し、回答データの送信をもって調査票の提出となります。

(調査書類の配布系統)

国立の学校	文部科学省 → 大学本部事務局 → 各附属学校
公立の学校	都道府県又は市町村 → 各公立学校
私立の学校	都道府県又は市町村 → 各私立学校

※国立学校の場合、調査票の提出及び調査に関し疑義が生じた場合は、文部科学省総合教育政策局調査企画課学校基本調査係に連絡してください。（電話 03-5253-4111 内線 2264・2265）

※公私立学校の場合、都道府県によっては、調査書類の配布、収集の系統等を変更している場合があります。提出方法は、都道府県又は市町村の指示に従ってください。

2 紙の調査票による提出の場合

1 国立学校の場合

調査票の配布 大学又は学部附属する学校の学校調査票、卒業後の状況調査票は、文部科学省から大学本部事務局に配布しますので、大学本部事務局は各学校に配布します。調査票は、作成単位ごとに各4部（文部科学省提出用、都道府県提出用、大学本部控、学校控）配布します。

調査票の提出 大学本部事務局と連絡を取り、文部科学省総合教育政策局調査企画課学校基本調査係あて各1部を提出してください。また、文部科学省への提出と同時に学校調査票1部及び卒業後の状況調査票1部を当該学校の所在する都道府県の知事部局統計主管課へ送付してください。

調査票の提出及び調査に関し疑義が生じた場合は、文部科学省総合教育政策局調査企画課学校基本調査係に連絡してください。（電話 03-5253-4111 内線 2264・2265）

提出すべき調査票の種類、提出期日等一覧表

報告すべき調査票の種類	報告書	調査期日	作成単位	文部科学省への提出期日	備考
学校基本調査（特別支援学校）	校長	5月1日	本校分校別	5月31日	
卒業後の状況調査票 ※ （特別支援学校 中等部） （特別支援学校 高等部）	〃	〃	本校分校別 ・ 中学部 高等部	〃	※ 中学部又は高等部を置く特別支援学校のみ提出します。

2 公立学校の場合

調査票の配布 調査票は都道府県又は市町村から、作成単位ごとに各4部（提出用3部、学校控1部）配布します。

調査票の提出 都道府県立の学校の長は、直接、都道府県の知事部局統計主管課に、市町村立（組合立を含む）の学校の長は市町村の調査担当部局に各調査票3部を提出してください。

なお、都道府県によっては、調査票の配布、収集の系統を変更している場合があるので、提出方法は、都道府県又は市町村の指示に従ってください。

提出すべき調査票の種類, 提出期日等一覧表

報告すべき調査票の種類	報告者	調査期日	作成単位	都道府県又は市町村への提出期日 ※1	備 考
学校基本調査 (特別支援学校)	校長	5月1日	本校分枝別	月 日	※1 提出期日は都道府県知事市町村長が定めます。
卒業後の状況調査票 ※2 (特別支援学校 中等部) (特別支援学校 高等部)	〃	〃	本校分枝別 ・ 中学部 ・ 高等部	月 日	※2 中学部又は高等部を置く特別支援学校のみ提出します。

3 私立学校の場合

調査票の配布 調査票は都道府県又は市町村から、作成単位ごとに各4部（提出用3部，学校控1部）配布します。

調査票の提出 私立学校の長は、市町村の調査担当部局に、各調査票3部を提出してください。なお、都道府県によっては、調査票の配布，収集の系統を変更している場合があるので、提出方法は、都道府県又は市町村の指示に従ってください。

提出すべき調査票の種類, 提出期日等一覧表

報告すべき調査票の種類	報告者	調査期日	作成単位	都道府県又は市町村への提出期日 ※1	備 考
学校基本調査 (特別支援学校)	校長	5月1日	本校分枝別	月 日	※1 提出期日は都道府県知事市町村長が定めます。
卒業後の状況調査票 ※2 (特別支援学校 中等部) (特別支援学校 高等部)	〃	〃	本校分枝別 ・ 中学部 ・ 高等部	月 日	※2 中学部又は高等部を置く特別支援学校のみ提出します。

Ⅲ 調査票の作成要領

1 共通事項

各調査票の作成に当たっては、次の点に注意してください。

1. 数字の記入方法等

(1) 調査票の各欄に数字を記入する際は、各欄の枠目の右側につめて記入します。例えば

--	--	--

 の欄に「35」と記入する場合は、

	3	5
--	---	---

 のように記入します。また、該当する数値がない場合は、空欄のままとし、「0」は記入しません。

(2) 数字は1桁ごとに1字ずつ、ていねいに記入し、枠目からはみ出さないようにしてください。

(3) 各調査事項の欄外にある

※	1	0	1	0
---	---	---	---	---

 は、電算処理のために必要なものですので、調査内容と直接の関係はありません。

(4) その他、都道府県から指示があった場合は、その指示に従って調査票を作成してください。

2. 「都道府県番号」、「学校調査番号」、「学校種別」、「設置者別」及び「本校分校別」の各欄は必ず記入してください。

(1) 「都道府県番号」

各調査票の欄外にある「都道府県番号」欄の記入は、次の「都道府県番号一覧表」により行います。

都道府県番号一覧表

番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名
01	北海道	08	茨城	15	新潟	22	静岡	29	奈良	36	徳島
02	青森	09	栃木	16	富山	23	愛知	30	和歌山	37	香川
03	岩手	10	群馬	17	石川	24	三重	31	鳥取	38	愛媛
04	宮城	11	埼玉	18	福井	25	滋賀	32	島根	39	高知
05	秋田	12	千葉	19	山梨	26	京都	33	岡山	40	福岡
06	山形	13	東京	20	長野	27	大阪	34	広島	41	佐賀
07	福島	14	神奈川	21	岐阜	28	兵庫	35	山口	42	長崎

(2) 「学校調査番号」

欄外にあるこの欄には都道府県から通知された「学校調査番号」を記入します。例えば、4番の場合は、「0004」、24番の場合は「0024」、124番の場合は「0124」と記入します。特別に番号変更の通知がない場合は、前年度と同番号です。

(3) 「学校種別」、「設置者別」及び「本校分校別」の各欄は、該当する項の番号を左下の枠目に記入します。「設置者別」欄について、公立大学法人立の学校は、学校調査票では都道府県が設置する公立大学法人立の場合は都道府県立、市(区)町村が設置する公立大学法人立の場合は市(区)町村立の番号を、卒業後の状況調査票では公立の番号を記入してください。

<廃校になった学校について>

平成30年5月2日から平成31年5月1日までの間に廃校になった学校についても、調査票の提出が必要です!

○学校調査票 → 「本校分校別」欄を「3」にし、欄外の余白(電子調査票の場合は、メモ欄)に「廃校」とその「年月日」を朱書して(電子調査票の場合は黒字で可)提出してください。また、前年度調査の項目(「18 小学校、中学校、高等学校との転入・転出者数」及び「19 理由別長期欠席者数」)に記入漏れがないか、確認してください。

○卒業後の状況調査票(特別支援学校 中学部、高等部) → 「本校分校別」欄は「1(本校)」か「2(分校)」にし、前年度卒業者について調査項目を記入し、提出してください。

○学校施設調査票 → 提出の必要はありません。

2 「学校調査票（特別支援学校）」の作成

調査票の作成に当たっては、**1 共通事項** 及び以下の各調査事項の説明により正確に記入してください。

5 障害種別

この欄には、学校教育法第73条により当該学校が教育の対象としている全ての障害種別について「1」を記入します。例えば、視覚障害と聴覚障害を対象としている学校であれば、それぞれの欄に「1」を記入します。当該学校が教育の対象としている障害種別は、学校教育法施行規則第119条により、必ず学則その他の設置者の定める規則に記載されていますので、当該規則のとおり記入します。

6 教員数

① 本務、兼務の区別は、原則として辞令面によります。

※公立学校において、再任用制度により採用された教員は、常時勤務する教員については本務とし、短時間勤務する教員については兼務とします。

なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は計上しません。

② 辞令面ではっきりしない場合は、俸給（給料又はこれらに相当するものを含む。）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とします（2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とします。俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時間の多い方を本務とします。）。常勤の講師が2校以上の学校に勤務している場合も、上記により本務・兼務を区別します（本校と分校の両方に勤務する教員は、主として勤務する方にのみ記入してください。はっきりしない場合は、本校の調査票に記入してください。）。

③ 本務者には休職者、産休者及び育児・介護休業者並びに産休代替者及び育児・介護休業代替者（以下休職者等という。）を含めるが、兼務者には含めません。

④ 非常勤の講師は兼務者として扱います。

7 職員数（本務者のみ）

① すべて辞令面により、本務者のみ記入します。本務者の定義は、教員の場合に準じます。

また、日々雇用の非常勤職員でも、臨時に雇用されている者と区別できる常勤的非常勤職員（①学校の職員として正式に発令されており、②勤務形態が本務の職員とほぼ同じであり、③任用期間が実態として1年以上継続することが明らかであり、④規定による給与が支給されているものをいう。）は含めます。ただし、国・公立の学校では、私費負担の職員（次の「8」を参照）はこの欄には含めません。

なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は計上しません。

② 「負担法による者」とは、都道府県費負担に係る都道府県立学校の職員及び市町村立学校職員給与負担法（指定都市においては義務教育費国庫負担法）による職員をいいます。したがって、公立学校でも負担法によらない者は「その他の者」に記入し、また、国立及び私立の学校ではすべて「その他の者」に記入します。

③ 「負担法による者（公立のみ）」の各欄には、次の区分により記入します。**公立のみ**

*「事務職員」：主事、事務主事等の名称で発令されている者、又は、主事補、事務主事補、事務補佐員、事務補助員等の名称で発令されている者をいいます。

*「寄宿舎指導員」：学校教育法第79条の規定により寄宿舎で児童生徒の養育に当たる者をいいます。

*「学校栄養職員」：学校給食法第7条に規定する学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員をいいます。

④ 「その他の者」の各欄には、次の区分により記入します。なお、**国立及び私立の学校**ではすべての欄に記入します。

- * 「事務職員」：公立の学校では上記負担法による事務職員以外の者を記入し、国立及び私立の学校では事務職員はすべてここに記入します。
- * 「技術職員」：技術的職務に従事する者をいいます。
- * 「寄宿舎指導員」：上記の「寄宿舎指導員」のうち、負担法によらない者をいいます。
- * 「実習助手」：学校教育法第60条第2項及び第4項並びに同法第82条の規定により、高等部における実験又は実習について、教員の職務を助ける者。
- * 「養護職員(看護師等)」：看護師(准看護師含む)、保健師など養護をつかさどる職員をいいます。
- * 「学校栄養職員」：前述の「学校栄養職員」のうち、負担法によらない者をいいます。
- * 「学校給食調理従事員」：「学校栄養職員」以外の学校給食の調理に従事する者をいいます。
- * 「用務員」：学校の環境の整備その他の用務に従事する者をいいます。
- * 「警備員・その他」：学校警備員、運転手、介助職員(教育職俸給表適用者を除く。)等を含めます。

⑤ 「(再掲)」の「計のうち介助業務を担当する職員」には、職員数の「計」のうち、辞令面による職名にかかわらず、専ら重度又は重複障害の児童生徒の校内における移動等の介護及びスクールバスの添乗等の介護に従事している者の数を再掲で記入します。ただし、教育職俸給表の適用を受けている者は除きます。

8 私費負担の職員数(国・公立の本務者)

国・公立のみ

- ① 校務に本務者として専従している職員のうち「7」に記入した職員以外の者で、PTA、学校後援会、同窓会、その他の個人からの寄附金などの私費負担によって、給与の一部又は全部を支給されている者の数を記入します。なお、市町村費とPTA等の私費の両方から給与を支給されている者で、地方公務員として発令されていない場合も、この欄に含めて記入します。
- ② PTA、後援会専従の職員は除きます。
- ③ 私立学校ではこの欄には記入しません。

9 「6」の本務者のうち休職等教員数(再掲)

「6」の本務者のうち休職者(理由別)及び育児休業者を記入します。「休職者」とは、**公立の場合**は休職の発令があった者をいい、**国立及び私立の場合**もこれに準じます。休職の理由は、休職になったときの発令内容によります。

* 「教員組合事務専従者(公立のみ)」

：地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により、任命権者から許可を受けて、登録された職員団体の役員として当該教員団体の業務に専ら従事(専従)している者。

* 「育児休業」：**公立の学校**においては「地方公務員の育児休業等に関する法律」(平成3年法律第110号)第2条、**国立及び私立**の学校においては「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)第5条の規定により育児休業をしている者の数を記入してください。

10 「6」の本務者のうち教務主任等の数（再掲）

この欄には、現在学校に勤務している本務教員（休職者等を含む）のうち教務主任等の数を記入します。同一教員が2以上の主任等を兼ねている場合は、それぞれの欄に計上します。

＊「部主事」：学校教育法施行規則第125条の規定により発令された者をいいます。

＊「特別支援学校教諭免許状所有者」

：教諭，助教諭のうち，担当している障害種別について，相当する特別支援領域の免許状（普通免許状又は臨時免許状）を所有している者をいいます。

※免許状所有者の記入に当たっては，次の点に注意してください。

- (イ) 上記の「担当している障害種別」とは，「5 障害種別」で記入された障害種別のうち，当該教員が担当している障害種別となります。
- (ロ) 複数の障害種別を対象とする場合は，それら全ての特別支援領域の免許状を有する者のみ，実数で計上します。
- (ハ) 休職中等により，担当する障害種別が定められていない者については，「5 障害種別」に対応する免許状を全て有している場合のみ便宜計上の対象とします。
- (ニ) 旧盲学校・聾学校・養護学校免許状所有者は，相当する特別支援領域の特別支援学校免許状所有者とみなします。

＊「教務主任」，「学年主任」，「保健主事」，「生徒指導主事」，「進路指導主事」，「学科主任」，「農場長」，「寮務主任」及び「舎監」

：学校教育法施行規則第135条（第44条，第45条，第70条，第71条及び第81条の準用）及び，第124条の規定に基づき当該職務を行う教員について，名称及び発令の形態のいかんを問わず記入します。

＊「自立活動担当教員」

：教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第63条の2の規定により特別支援学校の自立活動の教諭の一種免許状を授与されて特別支援学校において自立活動を担任している教員及び前記の免許状は有していないが，特別支援学校において専ら自立活動を担任している教員をいいます。

＊「司書教諭」：学校図書館法第5条の規定による司書教諭の資格を有している者で，学校図書館の専門的職務に従事する者として，発令（校長の職務命令によるものや口頭によるものを含む。）を受けている教員数を記入します。

11 「6」の本務者のうち指導主事等の数（休職者を除く）（再掲，公立のみ）

この欄には，「6 教員数」の「本務者」欄に記入された者のうちで，学校に全く勤務せず，学校以外の教育機関（例えば，図書館，公民館，理科センター）に専ら勤務する者の数を記入します。指導主事に充てられた者が教育委員会の課長等になっている場合も，指導主事として扱います。なお，上記に該当する者でも，休職の発令の出ている者は，この欄には記入せず，「9」欄の「その他」に含めて記入します。

＊「指導主事」：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第4項後段の規定により指導主事を充てられた者をいいます。

＊「教育委員会事務局等勤務者・その他」

：学校に籍はあるが，例えば教育委員会事務局，教育研究所，公民館，理科センターに専ら勤務する者や国立大学附属学校へ派遣されている者をいいます。

また、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」（派遣法）により派遣されている者（REXプログラム、その他地方公共団体で行う派遣事業）もこの欄に記入します。なお、これらの者のうち上記の「指導主事」に充てられている者は「指導主事」の欄に記入し、この欄には記入しないでください。

＊「留学者」：国内又は外国の大学及び教育研究所へ研修のため6か月以上継続して派遣されている者（国立大学附属学校へ派遣されている者は除く。）をいいます。

＊「海外日本人学校派遣者」

：長期研修出張の扱いで文部科学省の委嘱により、在外の日本人学校又は補習授業校に派遣されている者をいいます。

12 「6」及び「7」の本務者のうち産休代替等教職員数（再掲）

「産休代替教職員」及び「育児休業代替教職員」欄は、現に任用されている産休代替者及び育児休業代替者の職名により該当欄に記入します。

＊「産休代替教職員」

：女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項又は第5条によって任用された教職員をいいます。

＊「育児休業代替教職員」

：公立の学校においては「地方公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第110号）第6条第1項、国立及び私立の学校においては「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）第22条によって任用された教職員をいいます。

13 「7」のうち寄宿舍専任職員数（寄宿舍指導員は除く。再掲）

この欄には、寄宿舍に関する職務に従事している者を、職務の実態により分類して記入します。この欄は、当該学校に寄宿舍がある場合にのみ記入します。

なお、寮務主任及び舎監は教諭が充てられるので、この欄には含めず、「10」欄に記入します。

14 学校医等の数

学校医・学校歯科医・学校薬剤師として発令（委嘱）されている者の数を記入します。ただし、同一人が内科・耳鼻科・眼科等の学校医として発令されているような場合には、学校医の数は1人として記入します。また、総合病院の全体にこれらの業務を委嘱している場合も、学校医の数は1人として記入します。

15 (1) ~ (4) 幼・小・中・高等部の学級別在学者数

次の各調査事項の説明に従い、14 ページ以下の「記入例による説明」にならって記入します。

- ① 「学級」は、5月1日現在届出をしている等、正規の手続を完了（5月1日現在届出をしていないが、学級が編制されており、届出をするための手続が現在進行中であり、届出をすることが確実である場合を含む）している学級とし、1学級ごとに横に1段ずつとり、その学級の名称を「学級区分」欄に記入します。

なお、災害等のため臨時に学級編制を行っている場合は、本来の学級編制により記入するものとします。
- ② 「学級編制別」には、単式学級の場合は「1」、複式学級の場合は「2」を記入します。
 - * 「単式学級」：同学年の児童又は生徒で編制されている学級（幼稚部の場合は、同一年齢の幼児で編制する学級）をいいます。
 - * 「複式学級」：2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級（幼稚部の場合は2以上の年齢の幼児で編制する学級）をいいます。
- ③ 「障害種別」には、当該学級の学級編制上主たる教育の対象としている障害種別に従って、該当する障害種別の欄に「1」を記入します。さらに、重複障害学級にあつては、その重複する障害種別の欄に「2」を記入します。
 - (例) 視覚障害、聴覚障害と知的障害の重複障害学級がある場合において、当該学級が視覚障害学級として編制されていれば（「主たる障害」が視覚障害であれば）、視覚障害の欄に「1」を、聴覚障害と知的障害の欄には（「併せ持つ障害」が聴覚障害と知的障害であれば）それぞれ「2」を記入します。
 - * 「重複障害学級」：学校教育法施行令第22条の3に掲げる障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱）を2以上併せ有する児童生徒で特別に編制されている学級をいいます。
- ④ 小学部、中学部及び高等部の「訪問教育学級」とは、訪問教育を受けている児童生徒のみで編制されている学級をいい、これに該当する学級は、この欄に「1」を記入します。
- ⑤ 「幼児・児童・生徒数」（在学者数）の欄には、5月1日現在、当該学校の在学者（ただし、1年以上居所不明の者を除く）として指導要録が作成されている者の数を記入します。在学者の記入に当たっては、次の点に留意し正確を期してください。
 - (イ) 小学部及び中学部の児童生徒が学年の途中で転学した場合、転学先の学校の受け入れた日は学校教育法施行令第14条の規定により教育委員会が指定した日とされているので、その指定した日が5月1日以前である児童生徒は、転学先の学校の在学者とし、5月2日以降である児童生徒は転学前の学校に在学するものとして取り扱うこととなります。
 - (ロ) 幼稚部及び高等部の幼児生徒が転学した場合、転学先の学校が5月1日以前の日付で受け入れた場合は、転学先の学校の在学者とし、5月2日以降の日で受け入れた場合は、転学前の学校に在学するものとして取り扱うこととなります。
 - (ハ) 校長が5月1日以前の日で退学を認めた者は在学者としません。（例えば外国にある学校に入るために退学する場合、又は学齢を超過している児童生徒の退学の場合。）
 - (ニ) 少年院及び児童自立支援施設に送られている者は、在学者としません。ただし、児童自立支援施設内に置かれている当該学校の分校、分教室に在籍している者は在学者とします。なお、観護措置に付されている者及び前記以外の保護機関に送られている者は在学者とします。

- ⑥ 「学年別」の欄には、⑤で記入した在学者数を学年別に記入します。
ただし、高等部の学年欄には、その学年に相当する者を記入します。専攻科が一部と二部に分かれている場合でも「専攻科」にまとめて記入します。
- ⑦ 「年齢別」の欄には、⑤で記入した在学者数を年齢別に記入します。（年齢は下の年齢早見表によります。）

年 齢 早 見 表

満年齢	生年月日の範囲	満年齢	生年月日の範囲
3歳	平成 27年 4月 2日 ～ 平成 28年 4月 1日	11歳	平成 19年 4月 2日 ～ 平成 20年 4月 1日
4 "	" 26年 " ～ " 27年 "	12 "	" 18年 " ～ " 19年 "
5 "	" 25年 " ～ " 26年 "	13 "	" 17年 " ～ " 18年 "
6 "	" 24年 " ～ " 25年 "	14 "	" 16年 " ～ " 17年 "
7 "	" 23年 " ～ " 24年 "	15 "	" 15年 " ～ " 16年 "
8 "	" 22年 " ～ " 23年 "	16 "	" 14年 " ～ " 15年 "
9 "	" 21年 " ～ " 22年 "	17 "	" 13年 " ～ " 14年 "
10 "	" 20年 " ～ " 21年 "	18 "	" 12年 " ～ " 13年 "

16 「15」のうち外国人在学者数（再掲）

「外国人」とは、日本の国籍を持たない者です。なお、日本と外国の両方に国籍を有する者は日本人とします。

17 通学状況別在学者数

「15」に記入した在学者を、改めて通学状況別に記入します。

- ① 「寄宿舍」の欄には、寄宿舍に入居を許可され、現に居住している者（病気等のため一時不在の者も含む）の数を記入します。
- ② 「児童福祉施設」とは、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設をいいます。
- ③ 「国立療養所重心病棟」とは、児童福祉法第27条第2項の規定により、重症心身障害児を収容するために厚生労働大臣が指定する指定発達支援医療機関をいいます。
- ④ 「その他の医療機関」には、上記の児童福祉施設及び国立療養所重心病棟以外の病院、療養所、診療所等から通学している者を記入します。

18 小学校、中学校、高等学校との転入・転出者数 廃校も調査対象

平成30年度間（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に小学校、中学校、高等学校から転入してきた児童生徒数及びこれらの学校に転出した児童生徒数を記入します。

また、小学校（小学部）又は中学校（中学部）の課程を修了後中学部（中学校）又は高等部（高等学校）へ進学した者も含めて記入します。ただし、特別支援学校相互の転入者転出者は含めません。

19 理由別長期欠席者数 廃校も調査対象

- ① 平成31年3月31日現在の在学者のうち「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、前年度間（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間）に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数を理由別に記入します。ただし、平成30年4月1日現在で15歳以上の者については、1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除外します。

なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含めます。

- ② 当該児童生徒が前年度中に転学した場合は、平成31年3月31日現在、在籍する学校において記入します。
- ③ 欠席理由は次によります。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入します。

＊「病 気」：本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養のため、長期欠席した者の数を記入します。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含まれます。）

＊「経済的理由」：家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数を記入します。

＊「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）の数を記入します。なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合であるものとします。

○「不登校」の具体例

(イ) 学校生活上の影響

: いやがらせをする生徒の存在や、教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない(できない)。

(ロ) あそび・非行: 遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。

(ハ) 無気力

: 無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。

(ニ) 不安など情緒的混乱

: 登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない(できない)。

(ホ) 意図的な拒否

: 学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。

(ヘ) 複合: 不登校状態が継続している理由が上記具体例と複合していていずれが主であるかを決めがたい。

*「その他」: 上記「病気」, 「経済的理由」, 「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数を記入します。

○「その他」の具体例

(ア) 保護者の教育に関する考え方, 無理解・無関心, 家族の介護, 家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者

(イ) 外国での長期滞在, 国内・外への旅行のため, 長期欠席している者

(ウ) 連絡先が不明なまま長期欠席している者(1年間にわたり居所不明であった者を除く。)

(エ) 欠席理由が2つ以上あり(例えば「病気」と「不登校」), 主たる理由を特定できない者

〔「15」(1)~(4) 幼・小・中・高等部の学級別在学者数〕の記入例による説明

幼稚園部

15 (3) 幼稚園部 の	学級区分	学級 編 制 別	障害種別				幼児数 計		年 齢 別							
			視 覚 障 害	聴 覚 障 害	知 的 障 害	肢 体 不 自 由 病 弱・身 体 虚 弱	男	女	3 歳		4 歳		5 歳			
									男	女	男	女	男	女		
4 歳 組	6	0	1	0	1		3	2			3	2				
5 歳 組	6	0	2	0	1		4	3						4	3	
4・5 歳 組	6	0	3	0	2		2	2			1			1	2	
4・5 歳 組	6	0	4	0	2			N					N		N	

- 知的障害（主たる障害）と肢体不自由（併せ持つ障害）の重複障害学級であることを示します。
- 同一年齢の幼児で編制する場合は「1」，2以上の年齢の幼児で編制する場合は「2」を記入します。

6	2	0	0													
幼 児 数 合 計		a + b = c				a	b									
		1 6				9	7							4	2	5 5

小学部

○学級名については、電子調査票の欄に入らない場合は適宜省略して構いません。

15 (1) 小学部 の 学級 別 在 学 者 数 (学 級 ご と に	学級区分	学級 編 制 別	障害種別				訪 問 教 育 学 級	児童数 計		学 年 別							
			視 覚 障 害	聴 覚 障 害	知 的 障 害	肢 体 不 自 由 病 弱・身 体 虚 弱		男	女	1 学年		2 学年		3 学年		4 学年	
										男	女	男	女	男	女	男	女
1 学 年	7	0	1	0	1		3	2	3								
2 "	7	0	2	0	1		6	1		6	1						
3 "	7	0	3	0	1		1					1					
4 "	7	0	4	0	1		5	4							5	4	
5 "	7	0	5	0	1		5	3									
6 "	7	0	6	0	1		4	1									
2 個 学 年 複 式	7	0	7	0	2		3	2									
"	7	0	8	0	2		1	2									
"	7	0	9	0	2		2	1									
"	7	1	0	0	2			N									
"	7	1	1	0													
"	7	1	2	0													
"	7	1	3	0													

- 学級設置の届出はしているが、5月1日現在在籍児童がいないことを示します。
- 訪問教育学級であることを示します。
- 知的障害（主たる障害）と病弱・身体虚弱（併せ持つ障害）の重複障害学級であることを示します。

7	3	0	0													
児 童 数 合 計		d + e = f				d	e									
		4 6				3	0	1	6	3	2	6	1	1	5	4

○ 学級数が31以上あり、1枚の調査票では書ききれない場合は、2枚目の調査票を作成します。「取扱者氏名」、「都道府県番号」及び「学校調査番号」を記入し、学級区分の隣の3桁の数字を欄は2枚目を含めた合計数を1枚目に記入し、2枚目の「計」欄には記入しません。

- } 4歳児のみの学級（知的障害の学級）
- } 5歳児のみの学級（ " ）
- } 4歳児と5歳児で編制する学級（知的障害（主たる障害）と肢体不自由（併せ持つ障害）の重複障害学級）
- } 在籍幼児がいない学級

別		年 齢 別									
5 学年		6 学年		6～11歳		12～14歳		15歳以上			
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
				3	2						
				6	1						
				1							
				5	4						
5	3			5	2		1				
		4	1	3	1	1					
1		2	2	3	2						
	1	1	1	1	1		1				
	1	2				2	1				
	N		N								

- } 1学年の単式学級
- } 2学年の " }
- } 3学年の " (知的障害の学級)
- } 4学年の "
- } 5学年の "
- } 6学年の "
- } 5学年と6学年の複式学級
- } " → (知的障害（主たる障害）と肢体不自由（併せ持つ障害）の重複障害学級)
- } " → (知的障害（主たる障害）と病弱・身体虚弱（併せ持つ障害）の重複障害学級でかつ訪問教育学級)
- } 在籍児童がいない学級

○在学者を年齢別に記入します。

6	5	9	4	2	7	1	3	3	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

この場合2枚目の調査票には「学校名」,「報告者」,「731」から書き直して記入します。なお「計」

中 学 部

15 (2) 中 学 部 の 学 級 別 在 学 者	学級区分	学級 編 制 別	障害種別				訪 問 教 育 学 級	生徒数計		学 年 別								
			視 覚 障 害	聴 覚 障 害	知 的 障 害	肢 体 不 自 由		病 弱 ・ 身 体 虚 弱	男	女	1 学年		2 学年		3 学年		12~14歳	
			害	害	害	害					男	女	男	女	男	女	男	女
1 学年	80101	1			1		6	2	6	2					6	2		
2 "	80201	1			1		5	5			5	5			5	4		
3 "	80301	1			1		8	2					8	2	6	1		
2 個学年複式	80402	2			1 2		2	1	1		1	1			1			
3 個学年複式	80502	2			1 2 2	1	3		1		1			1		1		
	8060																	
生徒数合計		8200	g + h = i 3 4				g	h	8	2	7	6	9	2	19	7		

○ 知的障害（主たる障害）と肢体不自由（併せ持つ障害）と病弱・身体虚弱（併せ持つ障害）の3重の重複障害学級であることを示します。

○ 学級数が21以上ある場合は、前記の小学部に準じて扱います。ただし、学級名については、電子調査票の欄に入らない場合は適宜省略して構いません。

高 等 部

15 (4) 高等部の学級別在学者数（学級ごとに一段ずつとって記入する。）																	
学級区分	学級 編 制 別	障害種別				訪 問 教 育 学 級	生徒数計		学 年 別								
		視 覚 障 害	聴 覚 障 害	知 的 障 害	肢 体 不 自 由		病 弱 ・ 身 体 虚 弱	男	女	1 学年		2 学年		3 学年		15~17歳	
		害	害	害	害					男	女	男	女	男	女	男	女
1 学年	90101	1			1		9	2	9	2					7	2	
2 "	90201	1			1		6	3			6	3			4	2	
3 "	90301	1			1		7	3					7	3	2	2	
2 個学年複式	90402	2			1 2		3	2	2		1	2			1	1	
3 個学年複式	90502	2			1 2 2	1	4		3			N	1		2		
	9060																
科	9120																
専	複式	94102			1		4	1	1	1	1		2				
専	複式	94202			1			N				N		N			
科		9450															
科		9460															
別	複式	96102			1		1	2	1	1		1			1	1	
科		9640															
生徒数合計		47	j + k = l 4 7				j	k	13	16	4	8	6	10	3	17	8

○ 5月1日現在在籍生徒がないことを示します。

○ 学級数がそれぞれ13、7又は5以上ある場合は、前記の小学部に準じて扱います

20 高等部の学科別在学者数及び入学者数

- ① 「15 (4)」に記入した高等部の在学者を、改めて学科別に分類します。「学科」の欄には当該学校に設置されている学科名を具体的に記入します。例えば、視覚障害者に対する教育を行う学科では、普通・理療・保健理療・理学療法・家政・音楽・調律等を、聴覚障害者に対する教育を行う学科では、普通・農業・園芸・機械・セラミック・産業工芸・デザイン・印刷・材料技術・家政・被服・理容・美容・クリーニング・歯科技工・美術等を、また、知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者に対する教育を行う学科では小学科名（例えば園芸科、インテリア科、被服科、体育科）を記入します。
- ② 「本科の入学者数（再掲）」欄には、本年度の高等部本科入学者（当該学校の中学部を卒業して高等部に進学した者を含む。）の数を記入します。入学者は5月1日までに入学を決定した者とし、転入学者は含めません。また、補欠入学者及び入学後5月1日までに他の学校へ転学した者は含めませんが、入学を取り消した者及び退学した者は除きます。

22 担当障害種別教員数

- ① 「6 教員数」に記入された教員のうち、教諭、助教諭、講師について、その教員が担当する学級の障害種別により該当欄に計上します。
- ② 重複障害学級については、主たる障害種別のみ計上し、併せ持つ障害種別には計上しません。主たる障害種別とは、当該学級の学級編制上、主たる教育の対象としている障害種別をいいます。
- ③ 複数の学級を担当している場合は、該当する全ての障害種別に計上します。この際、担当している学級に重複障害学級が含まれる場合は、当該学級については上記②によります。

※具体例

- ・視覚障害の学級を2学級担当している者の場合、視覚障害に「1」人と計上します。
- ・視覚障害の学級と、主たる障害が視覚障害で併せ持つ障害に知的障害がある学級の2学級を担当する者の場合、視覚障害で「1」人と計上し、知的障害には計上しません。
- ・知的障害の学級と、主たる障害が肢体不自由で併せ持つ障害に知的障害がある学級の2学級を担当する者の場合、知的障害で「1」人、肢体不自由で「1」人と計上します。

3 「卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）」の作成

調査票の作成に当たっては、5 ページの **1 共通事項** 及び以下の各調査事項の説明により正確に記入してください。

5 状況別卒業生数（平成31年3月卒業生）

- ① 「状況別卒業生数」の各欄は、次の区分により主たる障害種別に記入します。主たる障害種別とは、当該生徒の在籍していた学級の編制上主たる教育の対象としている障害種別をいいます。

※「A 高等学校等進学者」

：高等学校の本科(全日制、定時制及び通信制)及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者及び進学しかつ就職した者を記入します。

※中等教育学校後期課程の「定時制」、 「別科」及び特別支援学校高等部の「別科」は平成30年5月1日現在設置されていないので十分注意してください。

- * 「B 専修学校(高等課程)進学者」
 - : 専修学校の高等課程(中学校卒業程度を入学資格とする課程)へ進学した者及び進学しかつ就職した者を記入します。ただし、「A 高等学校等進学者」の欄に記入した者は、この欄には記入しないでください。
 - * 「C 専修学校(一般課程)等入学者」
 - : 専修学校の一般課程又は各種学校(予備校等)に入学した者及び入学しかつ就職した者を記入します。入学先の学校の区分が不明な場合は専修学校・各種学校を所管する都道府県の担当課へ照会してください。
 - なお、各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限り計上します。無認可の予備校、私塾等に進学した者は「F 左記以外の者」に計上してください。
 - * 「D 公共職業能力開発施設等入学者」
 - : 公共職業能力開発施設等(海上技術学校や准看護師学校養成所など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関を含む)に入学した者及び入学しかつ就職した者を記入します。
 - * 「E 就職者」
 - : 上記A, B, C及びD以外で就職した者の数を記入します。「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めませんが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません。(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱います。この場合の「7」欄の産業別は「左記以外のもの」とし、県内・県外別は「県外」として扱います。)
 - * 「F 左記以外の者」
 - : (イ) 家事手伝いをしている者、(ロ) 外国の学校に入学した者、(ハ) 上記A～Eに該当しない者で進路が未定であることが明らかな者の合計数を記入します。無認可の予備校、私塾等に進学した者もこの欄に計上してください。
 - * 「G 不詳・死亡の者」
 - : 卒業者のうち、上記各欄のいずれに該当するか不明の者、本年5月1日までに死亡した者の数を記入します。
- ② 「(再掲)」の「左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者」には、「左記以外の者」のうち社会福祉施設等に入所又は通っている者を次の区分により記入します。ただし、「医療機関」には入院している者のみ記入します。
- * 「児童福祉施設」
 - : 児童福祉法による児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童厚生施設、児童養護施設及び児童家庭支援センターを除きます。)
 - * 「障害者支援施設等」
 - : 障害者総合支援法による「障害福祉サービス」を提供している施設。また、従来の「厚生施設」、「授産施設」から、当該サービスを提供する施設へ移行された施設。なお、在宅で障害福祉サービスを利用している者については計上しません。
 - * 「うち就労系支援事業利用者」
 - : 「障害者支援施設等」に記入された者のうち、障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス(就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業)を利用している者。

* 「医療機関」

：国立病院，指定発達支援医療機関，診療所等に入院している者（ただし，6か月未満の短期療養を目的とする者を除きます。）

③卒業者が上記各区分に重複して該当する場合は，便宜，A→B→C→D→Eの順に記入することとし，重複記入はしないでください。また，記入に当たっては，以下の点に留意してください。

(イ) 平成31年5月1日現在の状況を記入します。したがって，進学，入学した者が5月1日まで
に退学した場合，就職した者が5月1日までに退職した場合は進学者，入学者，就職者として
扱いません。なお，卒業時から平成31年5月1日までの状況の変更について把握できない場
合は，卒業時の状況を記入してください。

(ロ) 上記A，B，C及びDに該当する者で，就職している者は必ず(再掲)「左記A，B，C，Dの
うち就職している者」に記入します。

6 「5」の卒業生総数のうち高等学校(本科)等への入学志願者数(再掲)

「5」に計上した卒業生のうち，高等学校及び中等教育学校後期課程の本科（通信制及び別科は除く。
就職して願書を提出した者を含む。），高等専門学校又は特別支援学校高等部の本科（別科は除く。）
へ願書を提出した者の実数を記入します。同一人が2校（又は2課程）以上に願書を提出した場合も，
1名として記入する。例えば，同一人が2校（又は2課程）以上に入学志願して，そのうち幾つかの学
校（又は課程）に合格した場合は，実際に進学した方に記入し，いずれの学校（又は課程）にも不合格
の場合は，第一志望の方に記入します。なお，高等学校通信制のみに入学志願した者は記入しません。

7 就職先の産業別就職者数（再掲）

「5」の「E 就職者」及び「(再掲) 左記A，B，C，Dのうち就職している者」を，就職先の事
業所の所在地により県内と県外に分け，また事業所の産業別（調査票の「産業分類表」参照）に分けて
記入します。分類に迷う場合は，別表1「日本標準産業分類（抄）」（29ページ）を参照して記入して
ください。

4 「卒業後の状況調査票（特別支援学校 高等部）」の作成

調査票の作成に当たっては，5ページの **1 共通事項** 及び以下の各調査事項の説明により正確に記
入してください。

なお，今年度廃校となった場合も，前年度に卒業者がいる場合，本調査票の作成が必要です。

※ この調査票による調査対象者は，次のとおりです。

①調査事項「5」，「6」欄及び「8」～「10」欄については，平成31年3月の特別支援学校高等
部本科（専攻科，別科を除く。以下同じ。）の卒業者とします。（年度途中（平成30年4月1日
～平成31年3月31日）に卒業を認められた者も含む。以下同じ。）

②調査事項「7」欄については，平成30年3月以前の特別支援学校（盲・聾・養護学校）高等部本科
の卒業者とします。

5 状況別卒業生数

①「状況別卒業生数」の各欄は，次の区分により学科別，主たる障害種別に記入します。主たる障害種
別とは，当該生徒の在籍していた学級の学級編制上主たる教育の対象としている障害種別をいいま
す。

また，知的障害，肢体不自由，病弱・身体虚弱者に対する教育を行う学科(高等学校の学科コードを
使用する学科)においては，学科番号は大分類の学科番号を記入してください。例えば商業科であ
れば「401」（小分類）ではなく「400」（大分類）を記入します。**異なる学科（小分類）**であっても，

大分類の学科番号及び主たる障害種別が同一の場合は、まとめて計上します（小分類の学科ごとに分けて記入はしない）。学科番号が不明な場合は、統計主管課に問い合わせるか、本手引きの 73 ページ以降及び文部科学省ホームページを御覧ください。

* 「A 大学等進学者」

: 大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を記入します。

* 「B 専修学校（専門課程）進学者」

: 専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を記入します。

* 「C 専修学校（一般課程）等入学者」

: 専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を記入します。入学先の学校の区分が不明な場合は専修学校・各種学校を所管する都道府県の担当課へ照会してください。

各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限り計上します。無認可の予備校、私塾等に進学した者は「F 左記以外の者」に計上してください

* 「D 公共職業能力開発施設等入学者」

: 公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を記入します。

* 「E 就職者」

: 上記A, B, C及びD以外で就職した者の数を記入します。「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めますが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません。（就職したが就職先が不明の者は就職者として扱います。この場合の「8」欄の産業別は「左記以外のもの」として扱います。）

* 「F 左記以外の者」

: (イ) 家事手伝いをしている者、(ロ) 外国の学校に入学した者、(ハ) 上記A～Eに該当しない者で進路が未定であることが明らかな者の合計数を記入します。無認可の予備校、私塾等に進学した者もこの欄に計上してください。

* 「G 不詳・死亡の者」

: 卒業者のうち、上記各欄のいずれに該当するか不明の者、本年5月1日までに死亡した者の数を記入します。

② 「(再掲)」の「左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者」には、「左記以外の者」のうち社会福祉施設等に入所又は通っている者を次の区分により記入します。ただし、「医療機関」には入院している者のみ記入します。

※ 「児童福祉施設」、「障害者支援施設等」、「うち就労系支援事業利用者」、「医療機関」は、19ページ「5 状況別卒業者数」の説明に準じます。

③ 卒業者が上記各区分に重複して該当する場合は、便宜、A→B→C→D→Eの順に記入することとし、重複記入はしないでください。また、記入に当たっては、以下の点に留意してください。

(イ) 平成31年5月1日現在の状況を記入します。したがって、進学、入学した者が5月1日までに退学した場合、就職した者が5月1日までに退職した場合は進学者、入学者、就職者として扱いません。なお、卒業時から平成31年5月1日までの状況の変更について把握

できない場合は、卒業時の状況を記入してください。

- (ロ) 防衛大学校、警察学校等「公務員」の身分を有し、俸給の支給される「学校」及び会社の経営する社員教育のための施設に進んだ者は就職者として扱います。
- (ハ) 上記A, B, C及びDに該当する者で、就職している者は必ず(再掲)「左記A, B, C, Dのうち就職している者」に記入してください。

6 「5」の卒業生総数のうち大学(学部)、短期大学(本科)への入学志願者数(再掲)

大学(学部)又は短期大学(本科)へ願書を提出した者(就職して願書を提出した者を含む)の実数を記入します。同一人が2校(学部・学科)以上に願書を提出した場合も1名として記入します。例えば、同一人が2校(学部・学科)以上に入学を志願して、そのいくつかの学校(学部・学科)に合格した場合は、実際に進学した方に記入し、また、いずれの学校(学部・学科)にも不合格の場合は第一志望の方に記入します。

7 平成30年3月以前卒業者のうち本年度大学(学部)、短期大学(本科)への入学志願者数

平成30年3月以前の本科卒業者のうち本年度大学(学部)又は短期大学(本科)へ入学を志願した者の実数を、平成30年3月卒業者(いわゆる1浪)と平成29年3月以前卒業者(いわゆる2浪以上)の別に記入します。なお、入学志願者の記入の方法については、前項「6」の説明を参照してください。

8 就職先の産業別就職者数

就職者(「5」の「E 就職者」及び「(再掲)左記A, B, C, Dのうち就職している者」。以下同じ。)の就職先の事業所の主な産業種類を別表1「日本標準産業分類(抄)」(29ページ)によって分類します。例えば、電気機械器具の製造会社で事務を執っている場合は「製造業」に分類します。支店・支社に就職した場合はその支店や支社の主な産業によって分類します。

9 職業別就職者数

①就職者個人の仕事の種類を別表2「日本標準職業分類(抄)」(36ページ)によって分類します。

→(例)電気機械器具の製造会社で事務を執っている場合は「事務従事者」の欄に分類します。

②「**専門的・技術的職業従事者**」とは、高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事する者及び教育・芸術・宗教・法律その他の専門的性質の業務に従事する者をいいます。この業務を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練、その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とするので高等部卒業後すぐにこの職業に従事する者は少ないです。また、この職業分類のうち国家試験合格や資格・免許を有していることを必要とする職業については、これらの資格・免許をもたないで類似した職務に就いても「**専門的・技術的職業従事者**」とはせず、「**生産工程従事者**」又は「**サービス職業従事者**」等に分類します。

③「**計のうち、自家・自営業に就いた者**」には、継続的に本業として自家業に従事する者又は自営業を営む者の数を再掲として記入します。また、家業が会社組織となっている場合は自家・自営業として扱いません。なお、「**計のうち、職業安定所又は学校を通じて就職した者**」と「**計のうち、自家・自営業に就いた者**」とに同一人について重複記入のないようにしてください。

10 就職先の都道府県別就職者数

「その他」には、国外勤務者及び不詳の者を記入します。

「学校調査票（特別支援学校）（4-4）」

15 (4) 高等部の学級別在学者数（学級ごとに一段ずつとって記入する。）（つづき）

学級区分	学級編成別	障害種別				訪問教育学校	生徒数計		学年別						年齢別													
		視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由		男	女	1学年		2学年		3学年		15～17歳		18～20歳		21歳以上									
									男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女								
本 科	9010																											
	9020																											
	9030																											
	9040																											
	9050																											
	9060																											
	9070																											
	9080																											
	9090																											

記入漏れはありませんか。

正しい番号が記入されていますか。

「学校調査票（特別支援学校）（4-1）」

合計はそれ

部別	16 人数 （15 外国人 在学 のうち）	17 通学状況別在学者数					
		寄宿舍	家庭 (下宿を 含む)	児童福 祉施設	国立療 養所重 心病棟	その他 の医療 機関	計
※ 4010	幼稚部						
※ 4020	小学部						
※ 4030	中学部						
※ 4040	高等部						

20 高等部の学科別在学者数及び入学者数													
学 科 名	学 科 番 号	在 学 者 数									本 科 の 入 学 者 数 (再 掲)		
		本 科		専 攻 科		別 科		計			男	女	
		男	女	男	女	男	女	男	女	計			
普通科	5010	1	0	0	0								
科	5020												
科	5030												
科	5040												
科	5050												
科	5060												
科	5070												
科													

□合計はそれぞれ等しいですか。※

どれ等しいですか。※

学科番号は必ず記入してください。分からない場合は、文部科学省のホームページを参照ください。また都道府県統計主管課にお問合せください。

21 「17」の高等部のうち本科の在学者数（再掲）					
寄 宿 舎	家 庭 (下宿を含む)	児 童 福 祉 施 設	国 立 療 養 所 重 心 病 棟	そ の 他 の 医 療 機 関	計
					□+□

〔その他の確認事項〕

- 「教員数」，「職員数」欄は正しく記入されていますか。教員数及び職員数に係る各「再掲」欄（休職者数等）は正しく記入されていますか。
- 国立の学校の校長は，一部の学校を除き「兼務者」になっています。「本務者」欄に記入がある場合は，確認してください。
- 「6 教員数」欄で，栄養教諭に計上した者は栄養教諭免許状を有していますか。
- 「15幼・小・中・高等部別学級別在学者数」欄は，5月1日現在の在学者として指導要録で把握した児童生徒数が各学級ごとに正しく記入されていますか。
- 「6」，「7」，「9」，「10」，「12」，「13」，「15」，「17」，「19」及び「20」の各欄は，内訳と計が一致していますか。※
- 各欄の数字は

□	□	□	□
---	---	---	---

 の中に1字ずつ，右欄につめて記入されていますか。

2. 「卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）」の記入後、調査票欄外の記載事項及び同調査票中の **記入後の確認事項** により必ず確認してください。

なお、オンライン調査システムにより提出された場合、※印の事項の審査はシステムが自動的に行います。

- 「都道府県番号」，「学校調査番号」，「3 設置者別」及び「4 本校分校別」の各欄は、正しい番号が記入されていますか。
- 中等教育学校後期課程の定時制，別科，特別支援学校高等部別科について，人数が記載されている場合は，誤記入等ではないか必ず御確認ください。（平成 30 年 5 月 1 日現在，これらの課程は存在しません。）
- 符合の a ～ o は，調査票の各欄の同符号の数値と一致していますか。※

3. 「卒業後の状況調査票（特別支援学校 高等部）」の記入後、調査票欄外の記載事項及び次の事項により、□にレ点を付けるなどして必ず確認してください。

なお、オンライン調査システムにより提出された場合、※印の事項の審査はシステムが自動的に行います。

- 「都道府県番号」，「学校調査番号」，「3 設置者別」及び「4 本校分校別」及び「5 主たる障害種別」の各欄は，正しい番号が記入されていますか。
- 「5」，「8」，「9」及び「10」の各欄の「学科名」は，正しく記入されていますか。
- 「入学志願者数」には，入学志願した者の実数を記入するので，「入学志願者数」と「卒業者総数」及び「大学等進学者数」の間には必ず下記の大小関係があります。
「卒業者総数」 \geq 「入学志願者数」 \geq 「大学等進学者数」 ※
- 「職業別就職者数」と「就職先の産業別就職者数」及び「就職先の都道府県別就職者数」には「進学者」，「専修学校（一般課程）等入学者」及び「公共職業能力開発施設等入学者」のうち就職している者も含めていますか。※
- 「5」，「6」，「7」，「8」，「9」及び「10」の各欄は，内訳と計が一致していますか。※
- 各欄の数字は，

--	--	--

の中に1字ずつ，右側につめて正しく記入されていますか。

日本標準産業分類（抄）平成25年10月改訂

※日本標準産業分類の詳細については、

政府統計の総合窓口(<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do>)で閲覧することができます。（どの産業に分類されるかをキーワード検索することも可能です。）

A 農業、林業

農業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（農業）, 耕種農業, 畜産農業, 農業サービス業（園芸サービス業を除く）, 園芸サービス業

林業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（林業）, 育林業, 素材生産業, 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）, 林業サービス業, その他の林業

B 漁業

漁業（水産養殖業を除く） — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（漁業）, 海面漁業, 内水面漁業

水産養殖業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（水産養殖業）, 海面養殖業, 内水面養殖業

C 鉱業、採石業、砂利採取業

鉱業、採石業、砂利採取業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（鉱業, 採石業, 砂利採取業）, 金属鉱業, 石炭・亜炭鉱業, 原油・天然ガス鉱業, 採石業, 砂・砂利・玉石採取業, 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）, その他の鉱業

D 建設業

総合工事業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（総合工事業）, 一般土木建築工事業, 土木工事業（舗装工事業を除く）, 舗装工事業, 建築工事業（木造建築工事業を除く）, 木造建築工事業, 建築リフォーム工事業

職別工事業（設備工事業を除く） — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（職別工事業）, 大工工事業, とび・土工・コンクリート工事業, 鉄骨・鉄筋工事業, 石工・れんが・タイル・ブロック工事業, 左官工事業, 板金・金物工事業, 塗装工事業, 床・内装工事業, その他の職別工事業

設備工事業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（設備工事業）, 電気工事業, 電気通信・信号装置工事業, 管工事業（さく井工事業を除く）, 機械器具設置工事業, その他の設備工事業

E 製造業

食料品製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（食料品製造業）, 畜産食料品製造業, 水産食料品製造業, 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業, 調味料製造業, 糖類製造業, 精穀・製粉業, パン・菓子製造業, 動植物油脂製造業, その他の食料品製造業

飲料・たばこ・飼料製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（飲料・たばこ・飼料製造業）, 清涼飲料製造業, 酒類製造業, 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）, 製氷業, たばこ製造業, 飼料・有機質肥料製造業

繊維工業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所（繊維工業）, 製糸業, 紡績業, 化学繊維・ねん糸等製造業, 織物業, ニット生地製造業, 染色整理業, 網・網・レース・繊維粗製品製造業, 外衣・シャツ製造業（和式を除く）, 下着類製造業, 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業, その他の繊維製品製造業

木材・木製品製造業（家具を除く） — 管理，補助的経済活動を行う事業所（木材・木製品製造業），製材業，木製品製造業，造作材・合板・建築用組立材料製造業，木製容器製造業（竹，とうを含む），その他の木製品製造業（竹，とうを含む）

家具・装備品製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（家具・装備品製造業），家具製造業，宗教用具製造業，建具製造業，その他の家具・装備品製造業

パルプ・紙・紙加工品製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（パルプ・紙・紙加工品製造業），パルプ製造業，紙製造業，加工紙製造業，紙製品製造業，紙製容器製造業，その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

印刷・同関連業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（印刷・同関連業），印刷業，製版業，製本業，印刷物加工業，印刷関連サービス業

化学工業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（化学工業），化学肥料製造業，無機化学工業製品製造業，有機化学工業製品製造業，油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業，医薬品製造業，化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業，その他の化学工業

石油製品・石炭製品製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（石油製品・石炭製品製造業），石油精製業，潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの），コークス製造業，舗装材料製造業，その他の石油製品・石炭製品製造業

プラスチック製品製造業（別掲を除く） — 管理，補助的経済活動を行う事業所（プラスチック製品製造業），プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業，プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業，工業用プラスチック製品製造業，発泡・強化プラスチック製品製造業，プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む），その他のプラスチック製品製造業

ゴム製品製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（ゴム製品製造業），タイヤ・チューブ製造業，ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業，ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業，その他のゴム製品製造業

なめし革・同製品・毛皮製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（なめし革・同製品・毛皮製造業），なめし革製造業，工業用革製品製造業（手袋を除く），革製履物用材料・同附属品製造業，革製履物製造業，革製手袋製造業，かばん製造業，袋物製造業，毛皮製造業，その他のなめし革製品製造業

窯業・土石製品製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（窯業・土石製品製造業），ガラス・同製品製造業，セメント・同製品製造業，建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く），陶磁器・同関連製品製造業，耐火物製造業，炭素・黒鉛製品製造業，研磨材・同製品製造業，骨材・石工品等製造業，その他の窯業・土石製品製造業

鉄鋼業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（鉄鋼業），製鉄業，製鋼・製鋼圧延業，製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く），表面処理鋼材製造業，鉄素形材製造業，その他の鉄鋼業

非鉄金属製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（非鉄金属製造業），非鉄金属第1次製錬・精製業，非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む），非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む），電線・ケーブル製造業，非鉄金属素形材製造業，その他の非鉄金属製造業

金属製品製造業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（金属製品製造業），ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業，洋食器・刃物・手道具・金物類製造業，暖房・調理等装置・配管工事用附属品製造業，建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む），金属素形材製品製造業，金属被覆・彫刻業，熱処理業（ほうろう鉄器を除く），金属線製品製造業（ねじ類を除く），ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業，その他の金属製品製造業

はん用機械器具製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (はん用機械器具製造業), ボイラ・原動機製造業, ポンプ・圧縮機器製造業, 一般産業用機械・装置製造業, その他のはん用機械・同部分品製造業
生産用機械器具製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (生産用機械器具製造業), 農業用機械製造業 (農業用器具を除く), 建設機械・鉱山機械製造業, 繊維機械製造業, 生活関連産業用機械製造業, 基礎素材産業用機械製造業, 金属加工機械製造業, 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業, その他の生産用機械・同部分品製造業

業務用機械器具製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (業務用機械器具製造業), 事務用機械器具製造業, サービス用・娯楽用機械器具製造業, 計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業, 医療用機械器具・医療用品製造業, 光学機械器具・レンズ製造業, 武器製造業

電子部品・デバイス・電子回路製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (電子部品・デバイス・電子回路製造業), 電子デバイス製造業, 電子部品製造業, 記録メディア製造業, 電子回路製造業, ユニット部品製造業, その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

電気機械器具製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (電気機械器具製造業), 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業, 産業用電気機械器具製造業, 民生用電気機械器具製造業, 電球・電気照明器具製造業, 電池製造業, 電子応用装置製造業, 電気計測器製造業, その他の電気機械器具製造業

情報通信機械器具製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (情報通信機械器具製造業), 通信機械器具・同関連機械器具製造業, 映像・音響機械器具製造業, 電子計算機・同附属装置製造業

輸送用機械器具製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (輸送用機械器具製造業), 自動車・同附属品製造業, 鉄道車両・同部分品製造業, 船舶製造・修理業, 船用機関製造業, 航空機・同附属品製造業, 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業, その他の輸送用機械器具製造業

その他の製造業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の製造業), 貴金属・宝石製品製造業, 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業 (貴金属・宝石製を除く), 時計・同部分品製造業, 楽器製造業, がん具・運動用具製造業, ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業, 漆器製造業, 畳等生活雑貨製品製造業, 他に分類されない製造業

F 電気・ガス・熱供給・水道業

電気業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (電気業), 電気業

ガス業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (ガス業), ガス業

熱供給業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (熱供給業), 熱供給業

水道業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (水道業), 上水道業, 工業用水道業, 下水道業

G 情報通信業

通信業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (通信業), 固定電気通信業, 移動電気通信業, 電気通信に附帯するサービス業

放送業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (放送業), 公共放送業 (有線放送業を除く), 民間放送業 (有線放送業を除く), 有線放送業

情報サービス業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (情報サービス業), ソフトウェア業, 情報処理・提供サービス業

インターネット附随サービス業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (インターネット附随サービス業), インターネット附随サービス業

映像・音声・文字情報制作業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（映像・音声・文字情報制作業），映像情報制作・配給業，音声情報制作業，新聞業，出版業，広告制作業，映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

H 運輸業，郵便業

鉄道業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（鉄道業），鉄道業

道路旅客運送業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（道路旅客運送業），一般乗合旅客自動車運送業，一般乗用旅客自動車運送業，一般貸切旅客自動車運送業，その他の道路旅客運送業

道路貨物運送業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（道路貨物運送業），一般貨物自動車運送業，特定貨物自動車運送業，貨物軽自動車運送業，集配利用運送業，その他の道路貨物運送業

水運業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（水運業），外航海運業，沿海海運業，内陸水運業，船舶貸渡業

航空運輸業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（航空運輸業），航空運送業，航空機使用業（航空運送業を除く）

倉庫業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（倉庫業），倉庫業（冷蔵倉庫業を除く），冷蔵倉庫業

運輸に附帯するサービス業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（運輸に附帯するサービス業），港湾運送業，貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く），運送代理店，こん包業，運輸施設提供業，その他の運輸に附帯するサービス業

郵便業（信書便事業を含む） — 管理，補助的経済活動を行う事業所（郵便業），郵便業（信書便事業を含む）

I 卸売業，小売業

各種商品卸売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（各種商品卸売業），各種商品卸売業

繊維・衣服等卸売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（繊維・衣服等卸売業），繊維品卸売業（衣服，身の回り品を除く），衣服卸売業，身の回り品卸売業

飲食料品卸売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（飲食料品卸売業），農畜産物・水産物卸売業，食料・飲料卸売業

建築材料，鉱物・金属材料等卸売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（建築材料，鉱物・金属材料等卸売業），建築材料卸売業，化学製品卸売業，石油・鉱物卸売業，鉄鋼製品卸売業，非鉄金属卸売業，再生資源卸売業

機械器具卸売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（機械器具卸売業），産業機械器具卸売業，自動車卸売業，電気機械器具卸売業，その他の機械器具卸売業

その他の卸売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（その他の卸売業），家具・建具・じゅう器等卸売業，医薬品・化粧品等卸売業，紙・紙製品卸売業，他に分類されない卸売業

各種商品小売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（各種商品小売業），百貨店，総合スーパー，その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）

織物・衣服・身の回り品小売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（織物・衣服・身の回り品小売業），呉服・服地・寝具小売業，男子服小売業，婦人・子供服小売業，靴・履物小売業，その他の織物・衣服・身の回り品小売業

飲食料品小売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（飲食料品小売業），各種食料品小売業，野菜・果実小売業，食肉小売業，鮮魚小売業，酒小売業，菓子・パン小売業，その他の飲食料品小売業

機械器具小売業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（機械器具小売業），自動車小売業，自転車小売業，機械器具小売業（自動車，自転車を除く）

その他の小売業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の小売業), 家具・建具・畳小売業, じゅう器小売業, 医薬品・化粧品小売業, 農耕用品小売業, 燃料小売業, 書籍・文房具小売業, スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業, 写真機・時計・眼鏡小売業, 他に分類されない小売業

無店舗小売業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (無店舗小売業), 通信販売・訪問販売小売業, 自動販売機による小売業, その他の無店舗小売業

J 金融業, 保険業

銀行業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (銀行業), 中央銀行, 銀行 (中央銀行を除く)

協同組織金融業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (協同組織金融業), 中小企業等金融業, 農林水産金融業

貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関), 貸金業, 質屋, クレジットカード業, 割賦金融業, その他の非預金信用機関

金融商品取引業, 商品先物取引業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (金融商品取引業, 商品先物取引業), 金融商品取引業, 商品先物取引業, 商品投資顧問業

補助的金融業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (補助的金融業等), 補助的金融業, 金融附帯業, 信託業, 金融代理業

保険業 (保険媒介代理業, 保険サービス業を含む) — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (保険業), 生命保険業, 損害保険業, 共済事業, 少額短期保険業, 保険媒介代理業, 保険サービス業

K 不動産業, 物品賃貸業

不動産取引業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (不動産取引業), 建物売買業, 土地売買業, 不動産代理業・仲介業

不動産賃貸業・管理業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (不動産賃貸業・管理業), 不動産賃貸業 (貸家業, 貸間業を除く), 貸家業, 貸間業, 駐車場業, 不動産管理業

物品賃貸業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (物品賃貸業), 各種物品賃貸業, 産業用機械器具賃貸業, 事務用機械器具賃貸業, 自動車賃貸業, スポーツ・娯楽用品賃貸業, その他の物品賃貸業

L 学術研究, 専門・技術サービス業

学術・開発研究機関 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (学術・開発研究機関), 自然科学研究所, 人文・社会科学研究所

専門サービス業 (他に分類されないもの) — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (専門サービス業), 法律事務所, 特許事務所, 公証人役場, 司法書士事務所, 土地家屋調査士事務所, 行政書士事務所, 公認会計士事務所, 税理士事務所, 社会保険労務士事務所, デザイン業, 著述・芸術家業, 経営コンサルタント業, 純粋持株会社, その他の専門サービス業

広告業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (広告業), 広告業

技術サービス業 (他に分類されないもの) — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (技術サービス業), 獣医業, 土木建築サービス業, 機械設計業, 商品・非破壊検査業, 計量証明業, 写真業, その他の技術サービス業

M 宿泊業, 飲食サービス業

宿泊業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (宿泊業), 旅館, ホテル, 簡易宿所, 下宿業, その他の宿泊業

飲食店 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (飲食店), 食堂, レストラン (専門料理店を除く), 専門料理店, そば・うどん店, すし店, 酒場, ビヤホール, バー, キャバレー, ナイトクラブ, 喫茶店, その他の飲食店

持ち帰り・配達飲食サービス業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (持ち帰り・配達飲食サービス業), 持ち帰り飲食サービス業, 配達飲食サービス業

N 生活関連サービス業, 娯楽業

洗濯・理容・美容・浴場業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (洗濯・理容・美容・浴場業), 洗濯業, 理容業, 美容業, 一般公衆浴場業, その他の公衆浴場業, その他の洗濯・理容・美容・浴場業

その他の生活関連サービス業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の生活関連サービス業), 旅行業, 家事サービス業, 衣服裁縫修理業, 物品預り業, 火葬・墓地管理業, 冠婚葬祭業, 他に分類されない生活関連サービス業

娯楽業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (娯楽業), 映画館, 興行場 (別掲を除く), 興行団, 競輪・競馬等の競走場, 競技団, スポーツ施設提供業, 公園, 遊園地, 遊戯場, その他の娯楽業

O 教育, 学習支援業

学校教育 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (学校教育), 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校, 高等教育機関, 専修学校, 各種学校, 学校教育支援機関, 幼保連携型認定こども園

その他の教育, 学習支援業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の教育, 学習支援業), 社会教育, 職業・教育支援施設, 学習塾, 教養・技能教授業, 他に分類されない教育, 学習支援業

P 医療, 福祉

医療業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (医療業), 病院, 一般診療所, 歯科診療所, 助産・看護業, 療術業, 医療に附帯するサービス業

保健衛生 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (保健衛生), 保健所, 健康相談施設, その他の保健衛生

社会保険・社会福祉・介護事業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (社会保険・社会福祉・介護事業), 社会保険事業団体, 福祉事務所, 児童福祉事業, 老人福祉・介護事業, 障害者福祉事業, その他の社会保険・社会福祉・介護事業

Q 複合サービス事業

郵便局 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (郵便局), 郵便局, 郵便局受託業

協同組合 (他に分類されないもの) — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (協同組合), 農林水産業協同組合 (他に分類されないもの), 事業協同組合 (他に分類されないもの)

R サービス業 (他に分類されないもの)

廃棄物処理業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (廃棄物処理業), 一般廃棄物処理業, 産業廃棄物処理業, その他の廃棄物処理業

自動車整備業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (自動車整備業), 自動車整備業

機械等修理業 (別掲を除く) — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (機械等修理業), 機械修理業 (電気機械器具を除く), 電気機械器具修理業, 表具業, その他の修理業

職業紹介・労働者派遣業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (職業紹介・労働者派遣業), 職業紹介業, 労働者派遣業

その他の事業サービス業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の事業サービス業), 速記・ワープロ入力・複写業, 建物サービス業, 警備業, 他に分類されない事業サービス業

政治・経済・文化団体 — 経済団体，労働団体，学術・文化団体，政治団体，他に分類されない非営利的団体

宗教 — 神道系宗教，仏教系宗教，キリスト教系宗教，その他の宗教

その他のサービス業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（その他のサービス業），集会場，と畜場，他に分類されないサービス業

外国公務 — 外国公館，その他の外国公務

S 公務（他に分類されるものを除く）

国家公務 — 立法機関，司法機関，行政機関

地方公務 — 都道府県機関，市町村機関

T 分類不能の産業

分類不能の産業 — 分類不能の産業

日本標準職業分類（抄）平成21年12月改訂

※日本標準職業分類の詳細については、

政府統計の総合窓口 (<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do>) で閲覧することができます。（どの職業に分類されるかをキーワード検索することも可能です。）

B 専門的・技術的職業従事者

研究者 — 自然科学系研究者，人文・社会科学系等研究者

農林水産技術者 — 農林水産技術者

製造技術者（開発） — 食品技術者（開発），電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発），機械技術者（開発），自動車技術者（開発），輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発），金属技術者（開発），化学技術者（開発），その他の製造技術者（開発）

製造技術者（開発を除く） — 食品技術者（開発を除く），電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発を除く），機械技術者（開発を除く），自動車技術者（開発を除く），輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発を除く），金属技術者（開発を除く），化学技術者（開発を除く），その他の製造技術者（開発を除く）

建築・土木・測量技術者 — 建築技術者，土木技術者，測量技術者

情報処理・通信技術者 — システムコンサルタント，システム設計者，情報処理プロジェクトマネージャ，ソフトウェア作成者，システム運用管理者，通信ネットワーク技術者，その他の情報処理・通信技術者

その他の技術者 — その他の技術者

医師，歯科医師，獣医師，薬剤師 — 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師

保健師，助産師，看護師 — 保健師，助産師，看護師（准看護師を含む）

医療技術者 — 診療放射線技師，臨床工学技士，臨床検査技師，理学療法士，作業療法士，視能訓練士，言語聴覚士，歯科衛生士，歯科技工士

その他の保健医療従事者 — 栄養士，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師，他に分類されない保健医療従事者

社会福祉専門職業従事者 — 福祉相談指導専門員，福祉施設指導専門員，保育士，その他の社会福祉専門職業従事者

法務従事者 — 裁判官，検察官，弁護士，弁理士，司法書士，その他の法務従事者

経営・金融・保険専門職業従事者 — 公認会計士，税理士，社会保険労務士，金融・保険専門職業従事者，その他の経営・金融・保険専門職業従事者

教員 — 幼稚園教員，小学校教員，中学校教員，高等学校教員，中等教育学校教員，特別支援学校教員，高等専門学校教員，大学教員，その他の教員

宗教家 — 宗教家

著述家，記者，編集者 — 著述家，記者，編集者

美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者 — 彫刻家，画家，書家，工芸美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者

音楽家、舞台芸術家 — 音楽家、舞踊家、俳優、演出家、演芸家

その他の専門的職業従事者 — 図書館司書、学芸員、カウンセラー(医療・福祉施設を除く)、個人教師、職業スポーツ従事者、通信機器操作従事者、他に分類されない専門的職業従事者

C 事務従事者

一般事務従事者 — 庶務事務員、人事事務員、企画事務員、受付・案内事務員、秘書、電話応接事務員、総合事務員、その他の一般事務従事者

会計事務従事者 — 現金出納事務員、預・貯金窓口事務員、経理事務員、その他の会計事務従事者

生産関連事務従事者 — 生産現場事務員、出荷・受荷事務員

営業・販売事務従事者 — 営業・販売事務員、その他の営業・販売事務従事者

外勤事務従事者 — 集金人、調査員、その他の外勤事務従事者

運輸・郵便事務従事者 — 旅客・貨物係事務員、運行管理事務員、郵便事務員

事務用機器捜査員 — パーソナルコンピュータ操作員、データ・エントリー装置操作員、電子計算機オペレーター(パーソナルコンピュータを除く)、その他の事務用機器操作員

D 販売従事者

商品販売従事者 — 小売店主・店長、卸売店主・店長、販売店員、商品訪問・移動販売従事者、再生資源回収・卸売従事者、商品仕入外交員

販売類似職業従事者 — 不動産仲介・売買人、保険代理・仲立人(ブローカー)、有価証券売買・仲立人、金融仲立人、質屋店主・店員、その他の販売類似職業従事者

営業職業従事者 — 食料品営業職業従事者、化学品営業職業従事者、医薬品営業職業従事者、機械器具営業職業従事者(通信機械器具を除く)、通信・システム営業職業従事者、金融・保険営業職業従事者、不動産営業職業従事者、その他の営業職業従事者

E サービス職業従事者

家庭生活支援サービス職業従事者 — 家政婦(夫)、家事手伝い、その他の家庭生活支援サービス職業従事者

介護サービス職業従事者 — 介護職員(医療・福祉施設等)、訪問介護従事者

保健医療サービス職業従事者 — 看護助手、歯科助手、その他の保健医療サービス職業従事者

生活衛生サービス職業従事者 — 理容師、美容師、美容サービス従事者(美容師を除く)、浴場従事者、クリーニング職、洗張職

飲食物調理従事者 — 調理人、バーテンダー

接客・給仕職業従事者 — 飲食店主・店長、旅館主・支配人、飲食物給仕従事者、身の回り世話従事者、接客社交従事者、芸者、ダンサー、娯楽場等接客員

居住施設・ビル等管理人 — マンション・アパート・下宿管理人、寄宿舎・寮管理人、ビル管理人、駐車場管理人

その他のサービス職業従事者 — 旅行・観光案内人、物品一時預り人、物品賃貸人、広告宣伝員、葬儀師、火葬作業員、他に分類されないサービス職業従事者

F 保安職業従事者

自衛官 — 陸上自衛官, 海上自衛官, 航空自衛官, 防衛大学校・防衛医科大学校学生

司法警察職員 — 警察官, 海上保安官, その他の司法警察職員

その他の保安職業従事者 — 看守, 消防員, 警備員, 他に分類されない保安職業従事者

G 農林漁業従事者 (※<>は学校基本調査における分類。以下同じ。)

<G-1 農林業従事者>

農業従事者 — 農耕従事者, 養畜従事者, 植木職, 造園師, その他の農業従事者

林業従事者 — 育林従事者, 伐木・造材・集材従事者, その他の林業従事者

<G-2 漁業従事者>

漁業従事者 — 漁労従事者, 船長・航海士・機関長・機関士(漁労船), 海藻・貝採取従事者, 水産養殖従事者, その他の漁業従事者

H 生産工程従事者

<H-1 製造・加工従事者>

生産設備制御・監視従事者(金属製品) — 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員, 鋳物製造・鍛造設備制御・監視員, 金属工作設備制御・監視員, 金属プレス設備制御・監視員, 鉄工・製缶設備制御・監視員, 板金設備制御・監視員, 金属彫刻・表面処理設備制御・監視員, 金属溶接・溶断設備制御・監視員, その他の生産設備制御・監視従事者(金属製品)

生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く) — 化学製品生産設備制御・監視員, 窯業・土石製品生産設備制御・監視員, 食料品生産設備制御・監視員, 飲料・たばこ生産設備制御・監視員, 繊維・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員, 木・紙製品生産設備制御・監視員, 印刷・製本設備制御・監視員, ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員, その他の生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)

製品製造・加工処理従事者(金属製品) — 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者, 鋳物製造・鍛造従事者, 金属工作機械作業従事者, 金属プレス従事者, 鉄工, 製缶従事者, 板金従事者, 金属彫刻・表面処理従事者, 金属溶接・溶断従事者, その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)

製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く) — 化学製品製造従事者, 窯業・土石製品製造従事者, 食料品製造従事者, 飲料・たばこ製造従事者, 繊維・衣服・繊維製品製造従事者, 木・紙製品製造従事者, 印刷・製本従事者, ゴム・プラスチック製品製造従事者, その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)

<H-2 機械組立従事者>

機械組立設備制御・監視従事者 — はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員, 電気機械器具組立設備制御・監視員, 自動車組立設備制御・監視員, 輸送機械組立設備制御・監視員(自動車を除く), 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

機械組立従事者 — はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者, 電気機械器具組立従事者, 自動車組立従事者, 輸送機械組立従事者(自動車を除く), 計量計測機器・光学機械器具組立従事者

<H-3 整備修理従事者>

機械整備・修理従事者 — はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者, 電気機械器具整備・修理従事者, 自動車整備・修理従事者, 輸送機械整備・修理従事者(自動車を除く), 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者

<H-4 検査従事者>

製品検査従事者（金属製品）－ 金属材料検査従事者，金属加工・溶接・溶断検査従事者

製品検査従事者（金属製品を除く）－ 化学製品検査従事者，窯業・土石製品検査従事者，食料品検査従事者，飲料・たばこ検査従事者，紡織・衣服・繊維製品検査従事者，木・紙製品検査従事者，印刷・製本検査従事者，ゴム・プラスチック製品検査従事者，その他の製品検査従事者（金属製品を除く）

機械検査従事者－ はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者，電気機械器具検査従事者，自動車検査従事者，輸送機械検査従事者（自動車を除く），計量計測機器・光学機械器具検査従事者

<H-5 その他>

生産関連・生産類似作業従事者－ 生産関連作業従事者，生産類似作業従事者

I 輸送・機械運転従事者

鉄道運転従事者－ 電車運転士，その他の鉄道運転従事者

自動車運転従事者－ バス運転者，乗用自動車運転者，貨物自動車運転者，その他の自動車運転従事者

船舶・航空機運転従事者－ 船長（漁労船を除く），航海士・運航士（漁労船を除く），水先人，船舶機関長・機関士（漁労船を除く），航空機操縦士

その他の輸送従事者－ 車掌，鉄道輸送関連業務従事者，甲板員，船舶技士，船舶機関員，他に分類されない輸送従事者

定置・建設機械運転従事者－ 発電員，変電員，ボイラー・オペレーター，クレーン・ウインチ運転従事者，ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者，建設・さく井機械運転従事者，採油・天然ガス採取機械運転従事者，その他の定置・建設機械運転従事者

J 建設・採掘従事者

建設躯体工事従事者－ 型枠大工，とび職，鉄筋作業従事者

建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）－ 大工，ブロック積・タイル張従事者，屋根ふき従事者，左官，畳職，配管従事者，その他の建設従事者

電気工事従事者－ 送電線架線・敷設従事者，配電線架線・敷設従事者，通信線架線・敷設従事者，電気通信設備工事従事者，その他の電気工事従事者

土木作業従事者－ 土木従事者，鉄道線路工事従事者，ダム・トンネル掘削従事者

採掘従事者－ 採鉱員，石切出従事者，砂利・砂・粘土採取従事者，その他の採掘従事者

K 運搬・清掃・包装等従事者 <運搬・清掃等従事者>

運搬従事者－ 郵便・電報外務員，船内・沿岸荷役従事者，陸上荷役・運搬従事者，倉庫作業従事者，配達員，荷造従事者

清掃従事者－ ビル・建物清掃員，ハウスクリーニング職，道路・公園清掃員，ごみ・し尿処理従事者，産業廃棄物処理従事者，その他の清掃従事者

包装従事者－ 包装従事者，その他の運搬・清掃・包装等従事者

L 分類不能の職業－ 分類不能の職業